

# 令和8年度 社会福祉法人佐川町社会福祉協議会事業計画書

佐川町社会福祉協議会の使命は、国が目指す地域共生社会の実現の一翼を担い、地域住民や福祉関係機関との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することです。

この使命を果たすため、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を柱とします。地域から寄せられる多様な生活課題を受け止め、本会内の各部署や関係機関との連携を活かしながら、地域を基盤とした支援策とその仕組みの構築を目指します。また、本年度は第4次地域福祉アクションプラン（計画期間6年）の中間年となる3年目を迎えます。行政や地域住民組織と今後の展望を改めて共有し、誰もが幸せを実感できる持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、令和6年能登半島地震の教訓と、切迫する南海トラフ地震への脅威を直視し、防災・減災対策を強化します。「防災となり組」づくりや災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた再構築をはじめ、各事業所で策定しているBCP（事業継続計画）や初期行動計画の再確認を行います。加えて、令和6年10月に協定を結んだ福祉避難所の運営訓練を実施するなど、より実践的な対応が取れるよう準備を進めます。

本会は、経営理念及び組織運営方針に基づき、地域住民や行政をはじめとするあらゆる関係機関と連携を深め、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に邁進してまいります。

## 社会福祉法人 佐川町社会福祉協議会の使命・経営理念・基本方針

### <使命>

○ 佐川町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

### <経営理念>

- 佐川町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。
- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
  - ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
  - ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
  - ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
  - ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

### <基本方針>

- 佐川町社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。
- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
  - ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
  - ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
  - ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

# 令和8年度 佐川町社会福祉協議会 重点目標

## 1 災害対策の充実

東日本大震災や令和6年能登半島地震などの教訓を活かし、切迫する南海トラフ地震に備えます。発災後、早期に職員体制の確認が行えるよう災害時初期行動計画の見直しを行うとともに、遂行すべき業務の優先順位を整理し、利用者の安否確認、施設運営、災害ボランティアセンター及び福祉避難所の運営などを迅速に行える体制を整えます。

また、社協職員として、そして地域の一住民として防災・減災の啓発を担えるよう、職員の防災士資格の取得を推進します。

## 2 地域共生社会づくりへの取り組み

### 【第4次地域福祉アクションプラン（みんなで福祉のまちづくり委員会活動）】

第4次計画の中間年となる本年度は、行政や地域との緊密な協働により地域共生社会づくりを推進します。これまでに進めてきた「組織・拠点・助け合いの仕組みづくり」の成果を活かしつつ、地域社会の変容に伴う新たな課題にも対応し、地域の叡智を結集して持続可能な地域づくりを実行します。

また、地域住民の間で南海トラフ地震への危機感が高まっていることを踏まえ、自主防災組織と連携した防災対策を強化します。防災を切り口として「地域のつながり」の再構築を図り、地域福祉の向上に寄与します。

## 3 地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわの円滑運営

### （共生型小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業）

本施設は、制度や分野の縦割り、さらには「支え手・受け手」という固定された関係性を超え、我が家のような安心感と家族のような絆を育むことを目指し、本年8月をもって開設6年目を迎えます。

高齢者や障害児者の一人ひとりが輝ける居場所として円滑な運営に努めるとともに、当施設の実践や地域住民との連携が「共生社会の実現」に向けた確かな一歩となるよう、その理念と機能の周知啓発に尽力します。

## 4 部署間連携の強化による支援の質の向上

当会は、高齢者、障害児者、生活困窮者等への個別支援から、団体支援、地域づくりに至るまで、多岐にわたる活動を展開しています。これらの幅広い業務の成果を最大化するため、各部署の業務に対する相互理解を深めます。個別支援や地域支援において、迅速かつ効果的な部署間連携を図り、組織一体となった包括的な支援体制を構築することで、支援全体の質の向上を目指します。

# 法人運営・総務

## 1 理事会・評議員会の実施

法人経営を担う理事会を適切な頻度で実施し、社協の使命や経営理念、基本方針に添った組織運営を心がけます。また諮問機関である評議員会とは議決事項以外でも可能な範囲情報を共有し、より住民課題に沿った活動の展開を心がけます。

## 2 災害への対策及び取り組み

災害発生時に職員参集及び事業実施の選択を行う初期行動計画及び、各事業所のBCP（事業継続計画）に基づいたシミュレーションや訓練、各計画の見直し等を行い、来るべき災害に備えます。

## 3 社協活動の見える化、部署間連携の強化

昨年度に引き続き社協活動の見える化を進めます。社協だより「えがお」やホームページの活用し社協事業をはじめ各福祉団体活動やボランティア活動の紹介、介護保険等の情報等を発信し、住民の福祉に対する知識や理解を深め、福祉活動やボランティア活動への参画、協力を得られる広報活動に努めます。また個別支援、団体支援、地域支援のそれぞれの業務について相互理解を進め、支援の質の向上を目指します。

## 4 健康福祉大会事業

福祉啓発の一環として、町内の社会福祉、地域福祉、ボランティア活動等に多年にわたり功績のある方々を式典で表彰します。また、地域づくりをテーマとした講演や地域の取り組み紹介などで地域の防災意識啓発を通じた地域福祉を推進していきます。

## 5 人事管理・各種規程管理

人事評価及び業務目標設定を行い、より目的意識を持って力を発揮して業務に取り組めるように進捗管理を行っていきます。また各種規程の再確認を行い必要な改正等を行います。

## 6 各種募金活動の推進

佐川町共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金活動の支援を行います。10月からの赤い羽根共同募金及び12月の歳末たすけあい募金を通じ、住民の善意を福祉活動や支援へのマッチングを行います。

# ボランティアセンター

住民の福祉活動およびボランティア活動に関する相談支援や活動調整を行い、住民主体の地域福祉活動を推進します。多様な団体・個人の活動を支援することにより、地域におけるつながりや居場所、役割づくりを促進します。

また、活動支援の過程で生活課題を抱える方を把握した場合には、必要に応じて関係機関へつなぐとともに、多機関と連携しながら住民と共にゆるやかなセーフティーネットの構築を図ります。

## 1 ボランティア活動支援

ボランティアに関する相談受付、登録、紹介、情報収集および情報提供を行います。あわせて、ボランティア活動保険の取扱い、ボランティア団体への車両貸出等を通じて、活動が円滑に行える環境整備を行い、ボランティア活動の振興を図ります。

また、共同募金助成金を活用し、町内小学校5校および中学校3校のPTAを対象に、地域との交流活動等を通じた福祉教育の推進を支援します。

さらに、町民より寄せられた古切手を受け付け必要とする団体へ送付するとともに、プルタブについては換金し地域福祉活動の財源として活用するなど、収集ボランティア活動の仲介を行います。

## 2 災害ボランティアセンターネットワーク会議

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停止していた佐川町災害ボランティアネットワーク会議について、事務局としてネットワークの再構築に取り組みます。

関係機関との連絡体制や役割分担の再確認を行うとともに、近年の災害状況や社会情勢を踏まえた運営体制の見直しを行います。あわせて、平時からの情報共有と協議の場を再開し、発災時に円滑に連携できる体制の整備を図ります。

## 3 ファミリーサポートセンター事業

子育て支援を希望する会員（おねがい会員）に対し、有償ボランティア（まかせて会員）を紹介することにより、地域における相互援助活動を推進します。事業の周知強化およびまかせて会員養成講座を実施し、会員数の拡充を図るとともに、研修や交流機会を通じて支援の質の向上と円滑な事業運営に努めます。

## 4 福祉団体事務局

下記団体の事務局を担い、各団体の自主的活動の支援と運営基盤の強化を図ることで、地域福祉の推進に寄与します。

- ・民生児童委員協議会
- ・よさこいクラブ連合会
- ・身体障害者協議会
- ・日本赤十字社高知県支部佐川町分区・赤十字奉仕団
- ・手をつなぐ親の会
- ・福祉団体協議会
- ・長寿大学
- ・セカンドライフ夢追い塾

# あんしん生活支援センター

あんしん生活支援センターでは、年齢や生活背景に関わらず様々な相談に対応し、必要に応じて行政機関やハローワーク、法テラス等の関係機関と連携し、誰もが安心して自立生活が行えるよう、人と人、人と地域がつながり支え合えるよう支援を行います。

## 1 生活困窮自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、あんしん生活支援センターでは、生活困窮者からの相談対応や就労支援等を通して、困窮状態からの脱却に向けた支援を行います。また、特例貸付の償還免除者やひきこもり状態にある方に対して、アウトリーチ支援（訪問・電話等による生活状況の把握）を実施します。孤立による生活困窮の悪化やひきこもり状態にある方を抱える家族へのアプローチも行い、家族の孤立から生活困窮状態に陥らないよう、社会との接点をつなぎなおす支援を行います。

その他、住民等から食料の寄付を募り、生活困窮状態の世帯への食料支援を行う「フードサポートおすそわけ」、福祉用具や家具などの支援を行う「生活サポート支え愛」についても引き続き実施します。

## 2 共助の基盤づくり事業・福祉事務所未設置町村による相談事業

年齢や性別、生活環境の違いにかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活を続けられるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図ります。あわせて、生活困窮者をはじめ、支援を必要とする方と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域全体でこれらを支える基盤を構築し、みんなで福祉のまちづくり委員会及び地区組織の支援を通して、地域福祉の推進を図ります。

また、最小単位の住民組織化として「防災となり組」を提唱し、その組織化率の向上を目指します。住民同士のつながりづくりや、自然な形での見守り体制の構築を進めます。さらに、組織化後の訓練や活動に活用していただくため、「おなかまプロジェクト」として助成金を用意しております。

また、今年度は令和7年度から試験的に開始した地域活動支援センター（地活）を月1回の予定で始めます。

## 3 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

みんなで福祉のまちづくり委員会及び地区組織の支援を通して、おたすけイベントを5地区で開催することを目指し、住民活動の支援を行うと共に、第4次地域福祉アクションプランの推進を行政、住民と共に行ってまいります。

支え手養成の一環として「傾聴講座」を実施し、傾聴の大切さを広く伝えるとともに、日々の生活や地域活動の中で実践できる人材育成に努めます。

令和6年度に見直しを行った見守りネットワークが地域で円滑に実施されるよう支援を行います。また、地域の中での小さな集いを「ぷちサロン」として登録していただき、情報提供などを通して居場所づくりやつながりづくりを推進していきます。

さらに、ユニバーサルスポーツを通して地域での交流や参加の機会を増やすことを目的に交流大会を実施します。

#### **4 権利擁護の取り組み（日常生活自立支援事業・法人後見事業）**

日常生活自立支援事業は、認知症や知的・精神障害等により自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・通帳等の書類管理など、日常生活に必要なことについて不安のある方の支援を行う事業です。

利用者へのアプローチは、当該事業のみの関わりではなく、地域福祉の視点を持った関わりが重要となります。専門員の資質向上を図るとともに、生活支援員との連携を重視した運営に取り組みます。

法人後見事業は、民法上の成年後見制度を活用し、契約能力が減退した方の権利擁護を実施します。

#### **5 生活福祉資金貸付制度**

高知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金制度を活用し、一時的に経済的課題がある方への支援を行います。またコロナ禍で貸付を行った方への返済状況確認や必要に応じて相談に乗り課題解決の支援を行います。

##### **（１）本則貸付**

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、自立への支援をします。あんしん生活支援センターの総合相談支援の一環として取り扱っています。

〔資金の種類：①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金〕

##### **（２）特例貸付**

コロナ禍で緊急貸付を行った対象者の返済支援、困窮時の相談対応を行います。

# 居宅介護支援事業所

経営の安定化を図るとともに、今後ますます多様化するニーズに適切に応えられるよう介護支援専門員の資質向上及び運営体制整備を行います。

## 1 運営体制整備

○特定事業所加算の算定基準を遵守し適正なケアマネジメントを行います。

- ・運営基準減算等を受けないよう適切な運営及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ・主任介護支援専門員を管理者とし事業所内の連絡体制を充実させます。
- ・年間を通し計画的な研修実施及び積極的参加を行います。また、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会や研修等へ参加をし、資質向上に努めます。
- ・利用者及び家族からの緊急連絡を受け付ける 24 時間連絡体制を確保します。
- ・困難事例の紹介があった際にも事業所内外と連携し、支援を提供します。
- ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力します。
- ・感染対策、災害時対策のマニュアルの見直し、訓練の実施等を行い事業継続に向けた取り組みの強化を行います。
- ・ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、働きやすい職場作りを心掛けていきます。

## 2 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施・ケアマネジメント力の資質向上

- ・利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行ない利用者のニーズを把握します。アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活が送れるように支援を行ないます。
- ・公正中立な立場で、利用者、家族が自己決定できる支援を行います。
- ・利用者の日常生活全般を支援できるように介護保険サービスはもとより、地域の社会資源、保健医療サービス、福祉サービス等を活用し、包括的な居宅サービス計画を作成します。
- ・地域住民との関わりを大切にし、フォーマルのみならずインフォーマルな社会資源を活用できる関係づくり、コミュニケーション力の向上を行います。
- ・事業所内外での研修や勉強会に積極的に参加し知識、技術を習得出来る様自己研鑽に努めます。

## 3 主任介護支援専門員のスキルアップ

- ・介護支援専門員に対する個別支援や人材育成の実施が行えるようスーパービジョン等の機会を積み重ね、主任介護支援専門員としての資質向上を図ります。
- ・多職種等とのネットワークづくり、社会資源の開発などの地域づくり、地域住民の意識づくりを圏域内の主任介護支援専門員、関係機関との協働により構築していきます。
- ・町内主任介護支援専門員と包括支援センターと協働で企画運営をし勉強会の実施をします。
- ・研修会等に参画し、事業所内だけでなく他事業所の介護支援専門員に対しても適切な指導や助言がおこなえるようにします。

## 5 内部連絡会及び研修・訓練

○週1回、週間報告・連絡会を実施。連絡事項や研修会の報告、困難事例への対応情報共有を行い、担当の介護支援専門員不在時でも対応可能とする。

○内部研修：

|               |                  |                    |
|---------------|------------------|--------------------|
| BCP（業務継続計画）研修 | 災害について           | 年1回研修・年1回訓練        |
|               | 感染症対策について        | 年1回研修・年1回訓練・年2回委員会 |
| 高齢者虐待防止について   | 年1回委員会（ハラスメント含む） | ・年1回研修             |

## 6 外部研修

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ○佐川町地域包括支援センターと合同で企画運営するケアマネ勉強会への参加  | 年2回   |
| ○町内外の介護支援専門員対象の事例検討会、研修会等への参加        | 回数未定  |
| ○地域ケア会議への参加                          | 回数未定  |
| ○高知県中央西福祉保健所が主催する研修会                 | 年2回程度 |
| ○高知県介護支援専門員連絡協議会が主催するケアマネ及び主任ケアマネ研修会 | 回数未定  |
| ○高知県介護支援専門員連絡協議会中央西ブロック研修会への参加       | 回数未定  |
| ○高知県主催の認定調査員現任研修への参加                 | 年1回   |
| ○その他：介護支援専門員としての資質向上に関する研修           |       |

# 障害者相談支援センターさかわ

## 重点目標

### ○相談支援事業（障害者・障害児・難病者）

障害者（児）・難病者の意思及び人格を尊重し、心身の状況や生活環境に応じて適切なサービスの利用が図られるよう支援を行い、自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた支援を推進します。

個々の相談支援を通じて把握したニーズを地域課題として捉え、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めるとともに、虐待や差別の防止に向けた啓発、関係機関との連携強化を図ります。また、課題解決に向けた情報収集及び必要な提案を行っていきます。

社協内各事業との連携を強化し、定期的な情報共有やケース検討を通じて、複合的な課題を抱える世帯に対し、ライフステージや生活状況の変化に応じた支援体制の構築を図ります。

あわせて、行政、医療、教育、福祉サービス事業所、民生児童委員、あったかふれあいセンター、ボランティア等、地域生活を支える多様な関係機関とのネットワークの充実を図っていきます。

さらに、地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわとの連携を深め、高齢者から障害者・障害児まで、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、包括的な支援体制の推進と地域共生社会の実現に取り組みます。

また、当事業所の業務内容及び相談支援の役割について、広報紙やホームページ、関係機関への説明機会、地域研修等を通じて積極的に周知し、地域住民及び関係機関の理解促進と相談しやすい環境づくりに努めます。

### ○計画相談支援・障害児相談支援体制の充実

重点目標の達成に向け、計画相談支援及び障害児相談支援の体制強化を図り、質の高いケアマネジメントの実践と継続的な支援体制の確立に努めます。

#### 1 相談支援専門員の資質向上

専門職としての知識・技術の向上を図るとともに、組織としての支援力の底上げを行います。

- ・業務の振り返りによる自己評価の実施及びチェック機能の充実
- ・高知県相談支援専門員協会、中央西圏域内相談支援事業所連絡会、高知県等が実施する事例検討会・研修会への積極的参加

- ・週1回（月曜日8時30分から）の内部連絡会の実施

（連絡事項の共有、研修報告、困難事例の共有、ケース検討の実施）

これらを通じて、支援の質の標準化と専門性の向上を図ります。

#### 2 関係機関との連携強化と支援ネットワークの構築

困難事例への対応、虐待や差別の防止、災害時の対応、地域資源の活用・開発等において、関係機関との情報共有と役割分担を明確にし、支援体制を整備します。

- ・佐川町相談支援事業所定例会の開催（年4～6回）
- ・中央西圏域内相談支援事業所連絡会（年3回）
- ・地域自立支援協議会（年1～2回）及び専門部会（年2～3回）への参加

これらの取組を通じて、地域全体で支える支援ネットワークの強化を図ります。

### ○基本相談支援（町より委託）

障害者（児）、保護者または障害者等の介護を行う者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、各関係機関との連絡調整等幅広い支援を行います。

# 地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ

## 事業使命

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、障害や要介護状態であっても、共に支えあって生きる「地域共生社会」の拠点施設となることを目指しています。

ぷらっとでは障害や要介護といった特性があっても、必要な介護や支援を受けながら、出かけた場所に出かけ、会いたい人に会えるような、本当の意味での排除の無い地域社会づくりに尽力していきたいと考えています。

また社会的包摂や多様性の価値観が認められる社会が大切だと考えています。すべての人に居場所と役割があり、多様な他者を認められる土壌づくりが、ぷらっとホームさかわの地域交流の取り組みの中から育って欲しいと願っています。

ぷらっとホームさかわの活動を通じ、健常な佐川町民と特性を持った方々との交流機会を積極的に創出し、相互理解を促進し、誰もが誰かに必要とされる排除を生まない包摂社会が実現するよう働きかけていきます。

## 実施事業

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・共生型生活介護
- ・共生型放課後等デイサービス（重度心身障害児を除く）
- ・共生型短期入所
- ・日中一時支援事業

## 重点目標

### ○地域貢献

地域イベントやボランティア活動に積極的に参画し、住民活動を応援します。また、地域交流スペースや駐車場をひろく開放し、町民サービス向上をはかります。

### ○地域交流促進

施設だって地域の一員。障害や要介護状態であっても、自らの意思決定によって、地域の中で主体的に生きることを支援します。地域イベント行事への参加や、ぷらっとへの見学会会者等の招致にも積極的に働きかけます。

### ○経営の安定化

利用率の向上およびコスト節減を意識し経営の安定化をはかり、もって事業の持続可能性を向上させます。

### ○組織力の向上

事業技能の習熟度を上げ、より困難ケースの受け入れや、多くの利用者の受け入れが可能となるよう、O

J T（On-the-Job Training：現場実践育成方法）や外部研修を計画的に導入し、技能・知見の向上をはかります。また、各種会議や内部連携を充実強化し、オールぷらっとで事業使命の遂行にあたるよう組織力向上を目指します。

### ○関係機関との連携

社協母体との連携をはじめ、地域や医療福祉機関との有機的連携によって、町内での協調行動を促進し、もって利用者利益の向上、住民意識の変革を目指します。

## **会議・委員会**

【1】 **スタッフ会** ぷらっとは原則すべての職員を対象に当会議を推進するものとする。  
方法頻度：月1回、1階共生型小規模多機能、2階認知症対応型ユニットごとに実施する。

目的内容：

- ①業務に関する課題や解決に向けての情報共有、協議検討。
- ②利用者の接遇に関する情報共有、支援方法の協議検討、サービス担当者会。
- ③事業に関する、年間、月間等の計画策定。

【2】 **委員会** ぷらっとは以下の委員会を設置し委員は各般の普及促進に努めるものとする。  
方法頻度：以下の3つの委員会および研修は原則輪番で毎月実施する。

### **①身体拘束適正化・高齢者虐待防止委員会**

委員は身体拘束防止、虐待防止の重要性を認識し、日常の介護業務の中で身体拘束および虐待が行われないう最善を尽くすと共に、職員全体の意識の向上に努める。また、年2回、身体拘束適正化に関する研修会を全職員対象に実施することとする。

### **②感染症対策委員会**

委員は感染症に関する知見を深め、利用者および職員の感染症の感染予防、感染拡大予防に効果的な措置をとるものとする。

### **③事故防止委員会**

委員は業務に関する事故の予防、事故が起こった際の事後処理手順の確認、記録の整備など事故防止に資する措置を講じるものとする。

### **④広報・研修委員会**

令和5年4月より新設の委員会。ぷらっとの宣伝や通信の発行などの広報を行う。また、研修を企画推進することとする。研修は他の委員会に〇月に〇〇をテーマに研修を実施して欲しいなどの依頼を行っても構わない。各委員会の研修の順番やスケジュールを調整すること。

### **●全ての委員会に共通**

各委員会は研修委員を兼ねるものとし、各委員会のテーマをはじめ、介護技術向上の技術指導を含む、業務の推進および職員の資質向上に必要な各種研修の企画運営を実施するものとする。

【3】 **運営推進会議** 法定で2か月に1度開催が義務付けられている地域との連絡会

○目的

- ・地域の方々や利用者の家族などに対し、情報を公開し事業所でどのようなサービスを行っているかを開示する。
- ・地域の方々や委員に助言をいただき、サービスの透明性や質の向上をはかる。
- ・地域密着サービスとして、地域に開かれた施設をめざし、施設、地域の相互に働きかける機会となる。